

DNSブロッキングの法律問題

Internet Week 2011 DNS DAY

英知法律事務所
弁護士 森亮二

ブロッキングとは



ブロッキングとは

□ ブロッキングとは:

ユーザがウェブサイト等を閲覧しようとする場合に、当該ユーザにインターネットアクセスを提供するISP等が、**ユーザの同意を得ることなく、ユーザがアクセスしようとするウェブサイト等のホスト名、IPアドレスないしURLを検知し、そのアクセスを遮断する措置をいう。**

□ ブロッキングは「通信の秘密」を侵害する。



そもそも適法にできるのか？

ブロッキングの運用状況

リスト作成管理団体一般法人インターネット・コンテンツ・セーフティ協会
(ICSA)の**2011年11月8日のプレスリリース**

児童ポルノ画像へのアクセスを強制的に遮断する**ブロッキング**など、インターネット上の児童ポルノの流通防止を目的とした取り組み※を、**4月21日より当協会に参加のプロバイダ**や検索サービス事業者、フィルタリングサービス事業者が**実施**しておりますが、このたび別紙のとおり**新たに4社のプロバイダ**が当協会の会員として参加しました。各プロバイダにおいては、準備が整い次第、児童ポルノ画像が掲載されたサイトの**ブロッキング**を開始する予定で、適宜、当協会のホームページで公表させていただく予定です。なお、今回の参加により、**当協会に参加しているプロバイダは59社**となっております。当協会として、引き続き適切なアドレスリストの提供を進めるとともに、取り組みに関する周知活動に努めながら、社会的な使命を果たして行きたいと存じます。

※ ブロッキング、検索結果非表示、フィルタリング

ブロッキングと通信の秘密

ブロッキングと通信の秘密①

□ 「通信の秘密」とは

通信の内容や宛先を第三者に知られたり、漏洩されたりしない権利のこと

□ 憲法でも保障

日本国憲法 第21条2項
検閲は、これをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない。

ブロッキングと通信の秘密②

電気通信事業法 第4条1項
電気通信事業者の**取扱中**に係る**通信の秘密**は、**侵して**はならない。

電気通信事業法 第179条
1 電気通信事業者の取扱中に係る通信（中略）の秘密を侵した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

「取扱中」: 発信時から受信時までの間。事業者の管理支配下にある状態のもの。

「侵して」: ・知得(取得)、・窃用(利用)、・漏えい(開示)

ブロッキングは、

□ アクセスの途中、すなわち電気通信事業者の**取扱中**にかかる**通信**について、



□ ホスト名、IPアドレス、URL等の宛先を検知・遮断する行為であるから、



□ 当該サイトへのアクセスを要求している通信当事者の意思に反して通信の秘密の構成要素等を「**知得**」し、かつ、「**窃用**」するものであり、



通信の秘密の侵害となる

ブロッキングと通信の秘密③

「通信の秘密」の侵害が違法でなくなる場合（一般論）

- 通信当事者の同意（個別の同意が必要）
- 違法阻却事由がある
 - 正当行為
 - 正当防衛
 - 緊急避難

ブロッキングについては期待できない

ブロッキングと通信の秘密④

違法阻却事由とは



通常であれば違法である行為が違法にならないような特別の事情

- 正当行為(刑法第35条)
社会的に正当なものとして許容される行為
- 正当防衛(刑法第36条)
侵害者に対してやむを得ず反撃する行為
- 緊急避難(刑法第37条)
自分や他人に対する危難が差し迫っている状況で、その危難を避けるため、やむを得ずにする行為(生じた害が避けようとした害を超えない場合に限る)

通信の秘密の侵害は、通常であれば違法。だが、ここでは児童ポルノのブロッキングの目的でやるのだから・・・

ブロッキングと通信の秘密⑤

- 流通防止協議会の報告書
 - ⇒ 正当行為・緊急避難の両方について可能性がある。

- 安心協の報告書
 - ⇒ 緊急避難のみ可能性がある。

- 総務省
 - ⇒ H22の5月「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の第6回会合で、座長取りまとめとして、一定の要件を満たすものであれば可能とする

安心協 「法的問題検討サブワーキング報告書」(平成22年6月)

<http://good-net.jp/modules/news/uploadFile/2010063041.pdf>

流通防止協議会 「ブロッキングに関する報告書」(平成22年3月)

<http://www.iajapan.org/press/pdf/siryou5-20100325.pdf>

ブロッキングと通信の秘密⑥

□ 緊急避難の要件(安心協)

- 現在の危難
- 補充性 = より侵害性の少ない手段が存在しないこと
 - ⇒ 削除や
 - ⇒ **オーバブロックをできるだけ回避する必要あり**
- 法益権衡 = 通信の秘密との「権衡」
 - ⇒ **児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに限る？**

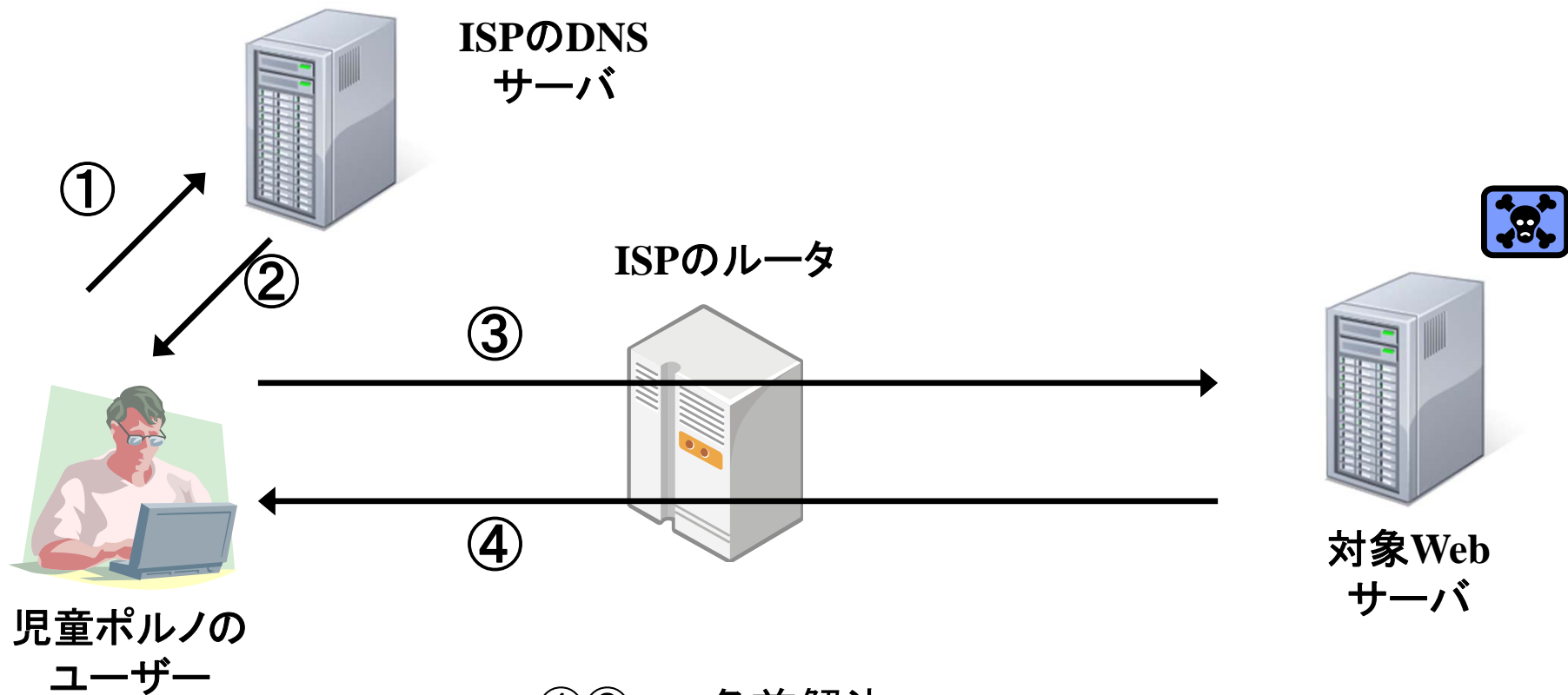
□ 総務省 ICT諸問題研の要件

- ① 児童の権利等を侵害する児童ポルノ画像がアップロードされた状況において、
- ② **削除や検挙など他の方法では児童の権利等を十分保護することができず、**
- ③ **その手法及び運用が正当な表現行為を不当に侵害するものでなく、**
- ④ **当該児童ポルノ画像の児童の権利等への侵害が著しい場合であること**

運用上、要件を満たすように工夫しなければ適法にはならない！

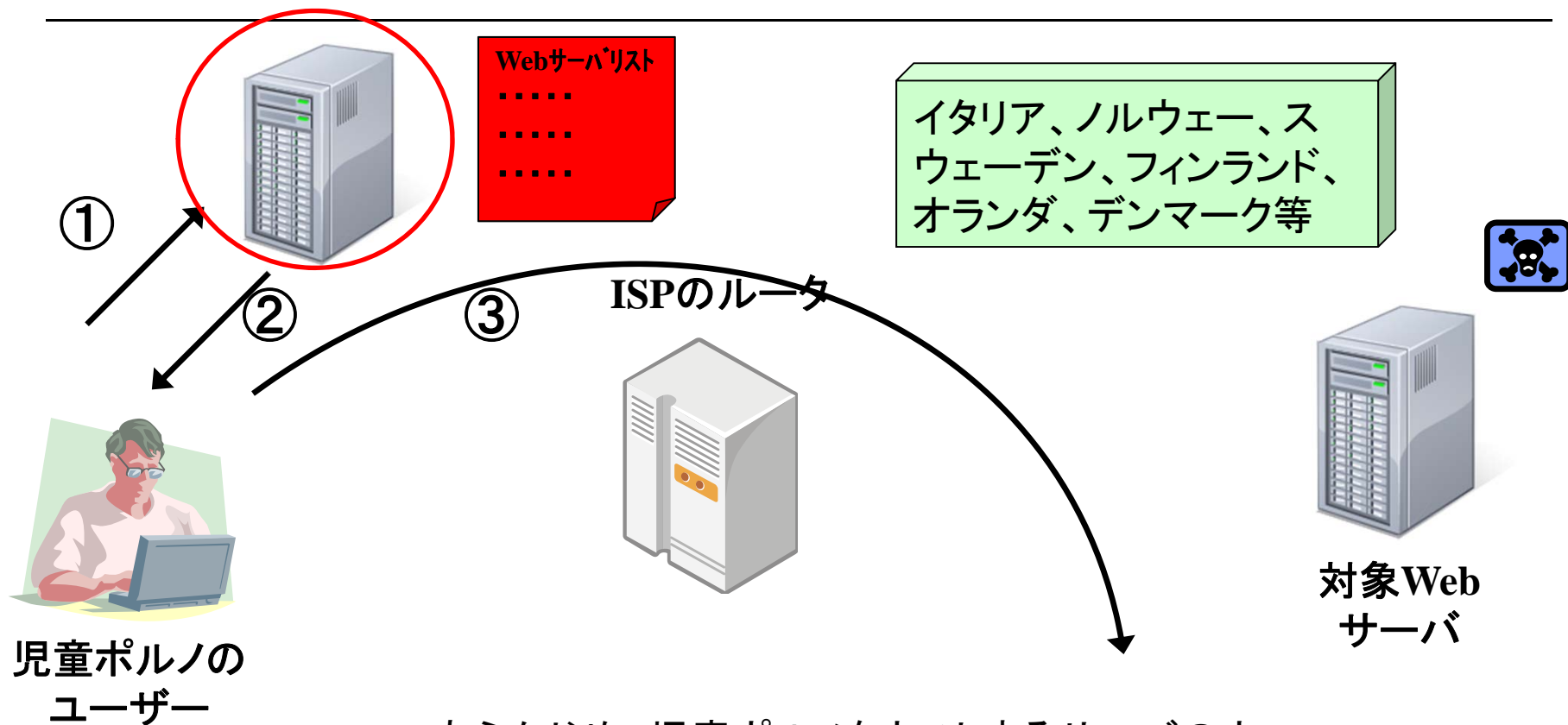
DNSブロッキングの特徴と問題点

ブロッキングのしくみ —Web閲覧の通常の流れ—



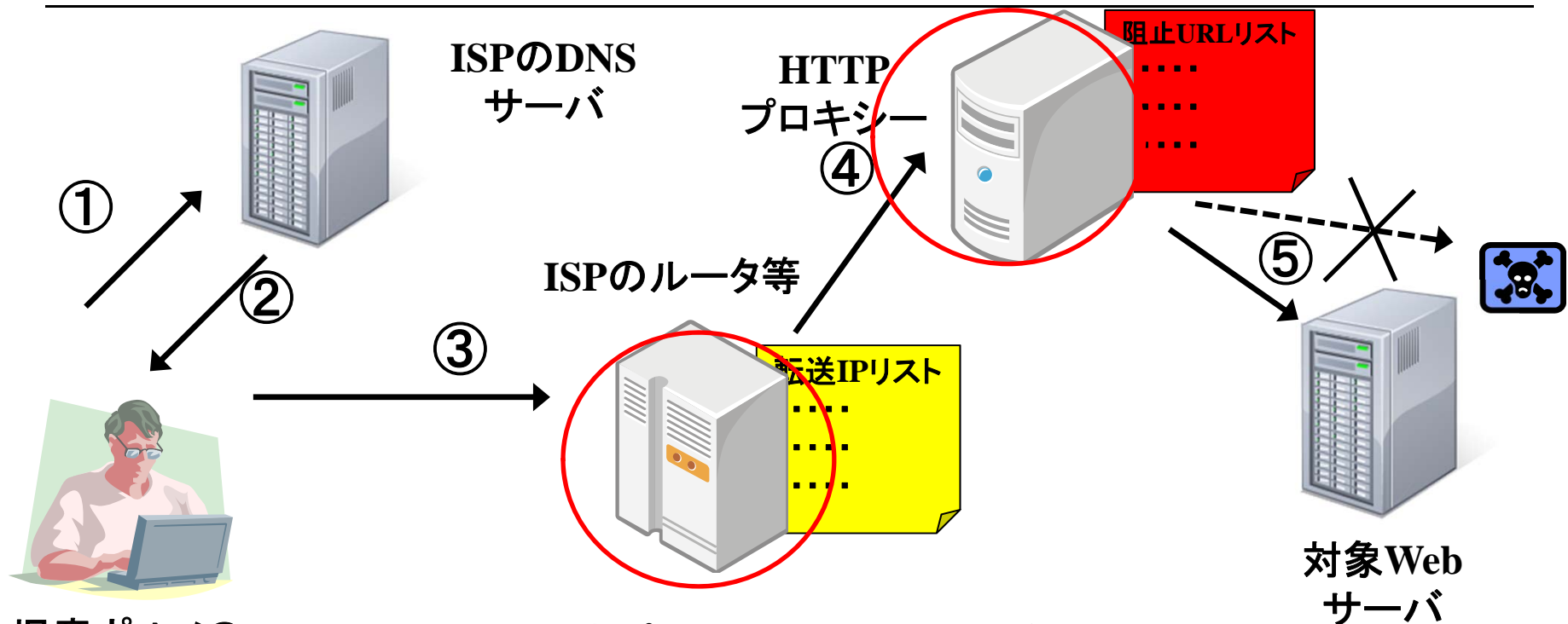
- ①②: 名前解決
- ③: 送信要求
- ④: 受信—閲覧

ブロッキングのしくみ —DNSポイズニング—



- あらかじめ、児童ポルノをホストするサーバのホスト名をDNSサーバに登録する。
- 登録されたホスト名の照会(①)に対してはダミーのIPアドレスを返す(②)。

ブロッキングのしくみ —ハイブリッド・フィルタリング—



児童ポルノの
ユーザー

イギリス、オーストラリア

- 児童ポルノをホストするIPアドレスのリストを作成し、リストにあるIPアドレスへの送信要求はHTTPプロキシに転送する。
- HTTPプロキシではあて先のURLベースでより精密に監視しリストにあるURLへのアクセスについては閲覧を阻止



DNSブロッキングの特徴

- DNSブロッキングにおいては、ドメイン単位のブロッキングが行われるため、オーバərbロッキングの危険性が高い。
- 通信の秘密に対する侵害性は、パケットフィルタリングなどの「きめ細かな手法」より低いのではないかと
☞ そもそも監視対象はアクセスしようとするウェブサーバとの通信以前の部分

DNSブロッキングのリスト化判定基準

- 緊急避難の補充性の要件(もっと権利を侵害しない方法があるはず・・・)と国民の表現の自由の観点からは、できる限りオーバブロッキングを防ぐ方法でリストに掲載するものを選別する必要がある。



- 安心協報告書の採用した基準(①ないし④のすべて)

①サイト開設の目的

いわゆる「ロリ」コンテンツとしての流通目的。医療情報、育児記録等を除く。

②児ポ画像の数量

当該ドメインに一定の量の児ポ画像があること

③発信者の同一性

ドメインに複数のサイトがある場合には、サイト管理者が同一であること

④他の実効的な代替手段の不存在

削除要請を経っていないものはダメ

ひどいもの(①号×低年齢)は1枚でもアウト

安心協ISP技術者サブワーキングGの活動

- 2010年度は、主に多くのISPが採用するオープンソースを利用した場合のブロッキング解説を「DNSブロッキングによる児童ポルノ対策ガイドライン」にとりまとめた。 <http://good-net.jp/usr/imgbox/pdf/20110427091336.pdf>

- 本年度は、
 - ① オープンソースを利用した場合以外の市販DNSソフトウェアを利用したISPも相当数存在することが判明し、それらのソフトウェアを利用した場合のブロッキング解説に関する追記を行う。
 - ② オープンソースを利用した場合についても、その後のバージョンアップ等による変更点があるときには、それに関する追記・修正を加える。
 - ③ ブロッキングの実運用が開始された中で顕在化した方式・運用上の課題があれば、それに関する議論をとりまとめた上、解説書への反映を行う。

その他の法律問題

ブロッキングに関するその他の法律問題

- ISPの民事責任
 - ユーザーから通信の秘密の侵害を理由に提訴される場合
 - オーバーブロッキングされた情報発信者から提訴される場合
 - リスト作成管理団体との関係(たとえばオーバーブロッキングが生じた原因がリスト作成管理団体の過誤による場合)

- 政府によるブロッキングと検閲の禁止(憲法第21条2項)
 - 検閲の概念には争いがあるが、これを広くとらえる有力な見解は↓
「行政権が表現内容を審査し、不相当と認めるときはその表現行為を禁止すること」(「注釈日本国憲法上巻」青林書院新社503頁)

- 「きめ細かな手法」(パケットフィルタリング)と通信の秘密

ご清聴ありがとうございました